

## 産科婦人科関係者 各位

各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響の中にあっても日夜「安心、安全、高度」の医療サービスの提供にご尽力いただき、敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

1. すでにご承知の通り、この間、少子化に拍車がかかる様相を呈しており（全国妊娠届出数前年比%：2020年1～10月▲5.1、うち5月▲17.1、7月▲10.9）、ひいては、分娩数の減少に端的に現れることから、産科婦人科関係者の方々にも少なからず影響を与えるものと懸念されるところです。
2. こうした背景には、将来に対する不透明感が増している等様々な要因が考えられる中で、これまで、新しくお母さんになった方々にとって悩みや不安を緩和解消する支えとなってきた「里帰り出産」が地域間移動制限に伴い困難化している点は見逃せません。

このため、コロナ禍の影響にあっても子どもを授かったお母さんの分娩を中心とする産前産後の心身をとともに支える仕組みを、そしてその環境を、これまで以上にしっかりと整えることが焦眉の急であります。

3. この点、私は、とりわけ産後ケアが重要であり、それがコロナ禍の中にあっても分娩数を支え、少子化傾向に歯止めをかける極めて有効な手立てであると考えます。
4. 折しも、昨令和2年8月に「産前・産後サポート事業ガイドライン」および「産後ケアガイドライン」の改定が行われ、それと同時に、厚生労働省（子ども家庭局母子保健課長）より、日本産科婦人科学会理事長に対し、「母子保健法の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）に関する周知願いが出されたところです。

今回の改正に伴う最大の特徴は、産後ケア事業について、①地方自治体に努力義務が課されたこと、ならびに②具体的な実施基準が定められたこと、です。当該実施基準では、産後ケア事業に当たり、①「管理者を定める」こと、②「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置く」こと（原則助産師中心）、③「緊急時の対応等を含め（中略）医療機関との連携体制を確保する」こと、とされており、「病院、診療所、助産所」、「助産師、保健師、看護師」等における相互間連携、一体的管理運営が強く求められることとなります。

5. 今後、我が国において、産後ケアの認知度が向上し、産後ケア施設・サービスが高度化され、そして産後ケアが、先進地域である台湾等のように、我が国の文化として普及・定着するにはまだまだ多くの努力が必要です。

（参考）令和元年度「妊娠・出産包括支援事業」予算 38 億円中執行済は 37%の 14 億円のみ。

ここに、産後ケアに関する各位のご理解とご協力を、改めて、お願いする次第です。

一般社団法人 出産・子育て包括支援推進機構 代表理事  
元 公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長

**吉村 泰典**